

平成23年度
福島県森林審議会議事録
(第1回)

日時：平成23年10月20日（木）
場所：会津百年スギの家

福島県農林水産部
森林計画課

平成23年度森林審議会議事録

- 1 日 時 平成23年10月20日（木）11時00分～11時30分
- 2 場 所 会津百年スギの家
- 3 出席委員 8名

司会
(吉田任生) 本日は御多忙のところ、福島県森林審議会に御出席をいただき、ありがとうございます。
私、本日の進行役を務めます森林計画課の吉田と申します。
お手元の次第により進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは只今より、福島県森林審議会を開催いたします。
はじめに、木村会長にごあいさつをお願いいたします。

会長
(木村会長) 皆様にはお忙しい中、森林審議会に御出席いただきありがとうございます。
本日の審議会は、今年度樹立される会津地域森林計画を審議するにあたり、会津地域の森林・林業について調査するため開催したものです。
内容といたしましては、地元材の利用や未利用材の活用、地域資源を活かした林業経営などについて調査いただくことになっています。
委員の皆様には、それぞれの立場から、会津地域の森林・林業の現状や林業振興に向けた取り組みなどについて理解を深めていただき、会津地域森林計画を審議する際の参考としていただきますようお願い申し上げます、あいさついたします。

司会
(吉田任生) ありがとうございます。
つづきまして、森林計画課長よりごあいさつを申し上げます。

森林計画課
(飯沼主幹) 本来ですと、森林計画課長の渡邊が参るところでございますが、県議会開催中で福島を離れることが出来ませんので、私、森林計画課主幹の飯沼が代読させていただきます。

森林審議会の開催にあたり、ごあいさつを申し上げます。
本日はお忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。
森林審議会は、森林法に基づき設置される機関で、地域森林計画をはじめ、林地開発の許可や森林病虫害の防除に関することなど、本県の森林・林

業に係る重要な事項について、御審議をいただくこととなっています。

今年度はここ会津地方に位置する会津地域森林計画の策定の年に当たり、年内には、計画案について審議会の御意見をいただきたいと考えております。

県といたしましては、地域の実情を踏まえた計画を策定し、その実行によって森林・林業・木材産業の発展に努めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をお願い申し上げます、ごあいさついたします。

どうかよろしく申し上げます。

司会
(副議長)

つづきまして、次第3の報告に移ります。

報告の1点目、推薦団体における異動に伴い、津金要雄委員が解嘱となり、新たに星 光祥様を委嘱いたしましたので、御報告いたします。

星 委員

檜枝岐村長の星と申します。どうぞよろしく申し上げます。

司会
(副議長)

次に、審議会の成立についてでございますが、委員総数14名中、過半数以上となる8名の御出席をいただいておりますので、審議会規程の定めにより、当審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

なお、清野委員、早川委員、早矢仕委員、水野委員、山本光子委員、山本美穂委員が本日欠席となっております。

つづきまして、県側の出席者を紹介させていただきます。

森林計画課主幹の飯沼隆宏です。

地元、会津農林事務所森林林業部長の三浦貞親です。

他の出席者は、名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

ここで、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りした資料は、式次第、審議会委員名簿、出席者名簿、座席表、資料3となっております。

また、現地調査の資料として、資料4をお配りしております。

このほか、予めお送りしたのですが、資料1、2、復興ビジョンと復興計画に関するものがあります。

お持ちでない資料がございましたら、お申し付けください。

よろしいでしょうか。

それでは、次第4の議事に移らさせていただきます。

議長は、審議会規程の定めにより、木村会長をお願いいたします。

議長
(木村会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

はじめに審議会規程第6条第2項により、議事録署名人を選出いたします。

岡部委員と古川委員、お願いいたします。

それでは、議事に入ります。

(1)の「森林保全部会員の指名」については、森林保全部会規程第2条により、会長が指名することとなっています。

つきましては、津金委員の後任として、星委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。

次に(2)のア、「地域森林計画の一斉変更」について、説明をお願いします。

事務局
(吉田主任)

それでは、「地域森林計画の一斉変更」について、御説明いたします。
資料3を御覧ください。

1番目の「森林・林業再生プランについて」ですが、このプランは、緊急雇用対策を受け、平成21年12月に国が作成したものです。

内容としては、林業・木材産業の再生と、雇用も含めた地域再生を図るため、10年後の木材自給率50%や低炭素社会の実現を目標としております。

次に2番目の「森林法の改正について」ですが、いま御説明いたしました森林・林業再生プランを法制面で具現化するため、今年の4月に森林法が改正されました。

主な内容は①にありますように、行政が作成する森林計画の見直しがあります。この中に、下線が引いてありますが、我々県が作成する地域森林計画も含まれております。

見直しのスケジュールとしては、4月22日に改正法の公布がありまして、12月下旬までには、県がたてる地域森林計画の一斉変更又は樹立、ということが定められております。

次に「地域森林計画について」は、3を御覧ください。

地域森林計画は、森林法に基づき、知事が全国森林計画に即してたてる計画で、5年ごとに策定すると定められています。計画の対象は、各森林計画区の民有林となっています。

2頁目をお開きください。

一番下に図がありますが、県内には、会津、阿武隈川、奥久慈、磐城の4

つの計画区があります。会津は会津地方、阿武隈川は中通りのうち東白川郡を除いたもの、磐城は浜通りの地区となっています。

今年度は、表1のとおり会津が樹立となります。また、先程御説明いたしました、他の3計画区も一斉変更となります。

地域森林計画は、森林整備の目標等を明らかにするとともに、市町村がたてる市町村森林整備計画の指針という位置付けになっています。

今回の一斉変更の主な見直し点としては、2頁の①から③にありますが、①としてプランの50%という自給率を達成するための「計画量の見直し」。

②として「地域の実状を踏まえた森林の区分の見直し」、これは例えば今まではゾーニングといたしまして市町村が「水土保持林」とか「森との共生林」とか「資源循環利用林」と3つに区分していたのですが、これを水源涵養機能を維持増進する森林等、括弧内に書いてある7つの機能に分けるとともに、地域の実情に応じて区域を重複して指定したり、指定のない白地の区域も認められるといった、より柔軟なものに変わったということです。

③については、森林の荒廃を防ぐため、伐採や造林における「ルールやガイドラインの充実」として、無断伐採等に対処するためにルール・ガイドラインとしての内容を充実するということです。また路網関係については、低コストな路網整備のため規格等を見直した「林業専用道」について記述することとしています。

詳しい内容につきましては、現在、地域森林計画案を取りまとめ中ですので、後日改めて審議会にお諮りしたいと考えております。

それでは、3頁をお開きください。

4番「地域森林計画策定スケジュール」については、表のとおりとなっています。

本日の現地調査のあと、11月上旬には、地域森林計画案を公告縦覧したいと考えております。そして、11月中旬頃には、委員の皆様以案をお送りし、事前に御意見・御質問などをいただきたいと考えております。

12月上旬には、審議会に計画案を正式に諮問し、12月中旬には、森林審議会を開催したいと考えています。

詳しくは、その都度、お知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

4頁目は、森林計画制度についてです。

模式図にあるとおり、国、県、市町村の各段階で計画を作成し、その達成に必要な措置を講ずることが森林法に定められた森林計画制度です。

今回の森林法改正により、国、県から市町村、森林所有者が作る計画まで、全てが変更になります。

所有者が作る計画については来年度4月から、その他の計画については今

年度中に一斉に変更となります。そのうち、地域森林計画については12月中に樹立・変更、ということになっております。

地域森林計画の一斉変更については、以上でございます。

議長
(木村会長)

只今の説明について御質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

ではこれで、「地域森林計画の一斉変更」についてを終わります。

次に、(2)のイ、「福島県復興計画」について、説明をお願いします。

事務局
(飯沼主幹)

まずは御礼を申し上げます。

事前に委員の皆さんにビジョンと計画書(案)をお送りし、御意見をいただいております。お忙しい中、時間の短い中で対応していただき、ありがとうございました

この復興ビジョンにつきましては、8月11日に策定したわけですが、簡単に触れさせていただくと、資料1-1に、復興ビジョンの理念が書いてあります。

1つめは「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」、2つめは「ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興」、3つめには「誇りあるふるさと再生の実現」、このような3つの理念を掲げて施策の方向を示したところでございます。

そのビジョンに基づきまして現在作業中なのが、皆様に事前にお配りした復興計画づくりでございます。広く意見を伺うため、審議会の委員の皆様にもお送りして御意見を頂戴したところでございます。

資料2の復興計画の84頁には、重点的な12本のプロジェクトを掲げております。

森林に関係するところを見ていきますと、まず1番目の「環境の再生に関する事」では森林も含めての除染について、次は中程の「農林水産業の再生に関する事」、それから「再生可能エネルギーの推進に関する事」がありますが、ここには木質バイオマスを利用した発電を含めての再生可能エネルギーの推進という内容が提示されているところでございます。

それから下から2つ目「津波被災地の復興まちづくり支援に関する事」の中には、海岸防災林を含めた様々な防災施設づくりについて述べてござい

ます。

このような現在の案を御覧いただき、皆様から御意見をいただきました。

酒井委員からは、生活再建支援あるいは市町村レベルの協議の場の設置、加えて若者の夢実現や、放射線に関する御意見をいただいております。

山本洋一郎委員からは、災害防止の決意を新たにするための定期的な催しの実施や、自分の身の安全を確保しながら今後とも森林と接していく、ということについて御意見をいただいております。

お忙しい中、御意見をお寄せいただきありがとうございました。また本日も御意見をいただければ、今後の復興計画作成の参考とさせていただきます。

今後の復興計画のスケジュールといたしましては、11月下旬からパブリックコメントを行いまして、年内には決定される予定でございます。

福島県復興計画については、以上でございます。

議長
(木村会長)

只今の説明について御質問等がありましたら、お願いいたします。

既に御意見いただいている方もいらっしゃるようですが、この場で他に何か御意見ある方は、お願いいたします。

ではこれで、「福島県復興計画について」を終わります。

以上で予定の議事を終了いたしました。

会議の円滑な遂行に御協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。

司会
(田中主任)

会長、ありがとうございました。

それでは、次第5のその他に移らせていただきます。

まず1点目ですが議事録についてです。

本日の議事録につきましては、整理の上、御発言いただきました各委員に御確認をいただき、議事録署名人の押印をいただいた後、写しを全委員へお送りいたします。

なお、議事録は、森林計画課ホームページで公表しますので申し添えます。

次に、現地調査の日程についてお知らせします。

この会議終了後、「百年スギの家」の調査を行い、この場所で昼食となります。

午後からの現地調査は、バスでの移動となります。

12時50分には出発したいので、5分前を目安に、バスの方にお集まりください。

日程表については、次第の裏面に載せてありますので、御覧になってください。

なお、西会津の調査終了後、バスでそのまま県庁に戻る組と、県の公用車に分乗してこちらに戻る組とに分かれます。

この会場には入らないで解散となりますので、お荷物などお忘れのないようをお願いいたします。

現地集合された方は、車はこのまま駐車場に停めて置き、午後からの調査はバスに乗るということをお願いします。

事務局からの連絡は以上でございます。

司会
(田中 達)

これもちまして、森林審議会を終了させていただきます。
ありがとうございました。

引き続き、現地調査に入りますので、よろしくをお願いします。

(以上を以て閉会となる)

以上の議事録内容に相違ありません。
